

財務省告示第三号	国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平	成十七年十二月十二日に発行した割引短期国債の	発行条件等を次のとおり告示する。	平成十八年一月十日	財務大臣臨時代理 國務大臣 与謝野 馨	一 名称及び記 割引短期国庫債券（第三百九十	二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治	三 法律及びそ 三十九年法律第六号）第五条第	四 振替法の適 一 項 社債等の振替に關する法律（平	三 用等 成十三年法律第七十五号。以下	四 発行方法 機関は日本銀行とする。 札（以下「価格競争入札」とい	五 募入決定の 価格競争入札発行（以下「価格競	イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い	入札発行 ものからその応募額を順次割り
----------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------	-----------	------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------------	------------------------	---	----------------------------	--------------------------	------------------------

十 発 行 日	九 振替 単位	八 最 低 額 面 金						七 払 込 金 額	六 発 行 額						口			
		行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場		入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場		行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競
平成十七年十二月十二日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	振替法の規定による振替口座簿	千 万 円			七 百 三 十 億 八 千 九 百 四 千	一 兆 八 千 二 百 六 十 七 億 三 千 四 百		億 五 千 万 円 で 千 七 百 三 十 一 億 円			込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	当 て る 。			

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口				十一			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	発行価格	
平成十七年十二月十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還額は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十八年六月十二日	額面金額百円につき九十九円九					額面金額百円につき九十九円九	募価格	額面金額百円以上	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円九